

平成25年 6 月 14日

大阪市監査委員 高 橋 敏 朗  
同 阪 井 千鶴子

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成25年 4 月 17日付けであなたから提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第4項の規定により次のとおり通知します。

なお、本件住民監査請求に関しては、議員から選任された監査委員である金沢一博及び有本純子は、地方自治法第199条の 2 の規定に基づき、除斥となっています。

記

**第 1 請求の受付**

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

（市政務調査費収支報告書のチェック不備）

大阪市は、市会議員一人月額60万円を市の行財政の政策立案に資するための調査研究費（補助金）として各会派を対象に、会派所属議員数に応じた金額を交付している。（平成23年度は100分の10を減額）平成23年度の交付総額は、451, 157, 453円（返還額34, 140, 547円）である。

政務調査費は補助金であり、目的に沿って支出の一部を補助し、実費充当と定めている。

その根拠は、地方自治法100条14項、15項等に基づき、市会議員自らが大阪市会政務調査費の交付に関する条例、規則、大阪市会政務調査費の取扱に関する要綱、政務調査費の手引き（議長決定）などを制定・作成し、これらの法規を順守して適正な執行を義務付けている。

ところが、平成24年 6 月から一般公表された平成23年度政務調査費収支報告書および領収書等からは、社会通念上通用しないようなずさんな支出が見受けられ、自ら制定した上記法規や手引きに違反した支出が見受けら

れる。

そのなかでも、特に上記要綱や手引きの政務調査費支出を禁じたものについてリストアップし、その返還を求める住民監査請求を提起したものである。

膨大な（2万通を越える領収書等）収支報告書は、まず議員自らがその使途について政務調査費支出についてその適否を吟味したうえで会派代表や会派会計責任者らの確認を経て、会派が市会議長に提出し議長が最終チェックを行ったうえで、市長に提出し補助金交付決定を受ける手続きとなっている。

従って、それぞれの支出責任者はもとより、最終は市長部門の補助金適正支出について検証が行われ、補助金額を決定し支払を決定したもので、最終責任は市長にある。一般公表後も政務調査費の違法不当な目的外支出は是正されておらず、担当責任者らはその職務を怠っている。

これら違法不当な支出により市は損害を被っている。市の支出をチェックし適正な予算執行をチェックすべき議員みずからが政務調査費を第2報酬のごとく日常生活のあらゆる経費に当然のごとく支出していることは、議員の責務を全うしているとは言えない。

監査委員におかれては本件政務調査費の収支報告書すべてを厳正に調査され、市の損害回復および議員の不当利得について市長にたいし返還はじめ必要な措置を講じる等勧告を出されるよう地方自治法242条1項により事実証明資料を添付して求める。

（違法不当、目的外使途）

今回最小限に限定した目的外支出等は以下の通りである。

市交付条例第1条（趣旨）「市会議員の市政に関する調査研究に資するため、必要な経費の一部として交付される」、第5条（使途基準）「交付された政務調査費は、政務調査活動に関する経費に対して適切に充当されるべきものであり、政務調査活動以外の経費に使用することは認められていない」に反する。

交付規則第4条では10費目の使途基準を定め、別表第1で会派向けの支出内容を記している。大阪市会政務調査費の取扱いに関する要綱第3条では7項目について支出制限をあげている。これらが守られていない。

さらに、平成18年7月作成、22年3月改正の「政務調査費の手引き」は、使途基準ごとに説明と具体的な参考例をあげている。手引きの説明そのものは社会通念上、あるいは法の趣旨などから疑問を抱くものであるが、平成23年度の支出について上記法規等による目的外支出に該当するものを別紙にリストアップして返還を求める。なお、公明党、共産党の支出

をあげていないが、適正と判断したものでなく、全体に大量の為物理的な限界によることと、両会派は、会派として支出を管理していることで、除外したものである。

3会派ごとの返還請求額は以下のとおりである。

(1) 維新の会	14,329,142円	タクシー代、個人参加の会費
区民会議（会派）	2,826,144円	選挙活動
区民会議（個人）	430,019円	選挙活動
(2) 自民党	14,631,041円	資金移動、タクシー代、会議参加費
(3) みらい	1,086,665円	タクシー代、秘書給与、工事代等
合計	33,303,011円	

また、今後地方自治法改正による条例改正や規則・要綱等の改正においては、法の趣旨を歪めることなく、社会通念上許される範囲を慎重に検討し、議員の生活費や資産等を援助するような個人的な支出を禁じるよう、条例・規則の条項等を厳格に見直し、良識が反映されるものに改善すべきことを議会・議員に進言されたい。運用においては、会計上の原則等を踏まえ、必要な資料を揃え、関連資料を求めに応じて公開するよう求められたい。

(事実証明資料等)

(地方財政法4条、地方自治法100条14項15項等、大阪市補助金等交付規則) 大阪市政務調査費交付条例 大阪市政務調査費交付に関する規則

- (1) 政務調査費取扱要綱（支出制限 第3条）
- (2) 政務調査費支出の手引き（実費弁償の原則、支出対象外、人件費使途）
- (3) 平成23年度政務調査費総括一覧表（会派別、市会事務局作成）
- (4) 平成23年度各会派・議員の費目別支出一覧（維新の会、自民党、みらい）
- (5) 目的外支出リスト、維新の会、自民党、みらい
- (6) 維新の会区民会議支出関連リスト（会派、議員）
- (7) 政務調査費収支報告書領収書から目的外支出領収書（維新の会、自民党、みらい）

目的外支出証明資料の内訳

- (1) 個人参加の会議に関する資料等（日本会議、親学会議、モラロジー、地域団体会費、商店街管理費、社協懇親会、連合地域振興会懇親会、子ども会、公園愛護会、市審議会交通費、議員懇親会、京大入学費、市大入学費等）個人で負担すべき内容
- (2) タクシー代領収書（緊急、身体上など必要であることの説明なし、日

- 常短距離使用、手引きの指摘に反する支出)
- (3) 事務所費（会派の口座から議員個人あるいは家主の口座へ資金移動振込欄の提示だけで事務所費と証明できるのか、自分の口座あるいは身内、後援会役員口座への振込）資金迂回ではないか
  - (4) 人件費（調査活動の補助員への必要費用の一部を実費充当すべきであり、手引きでも秘書は対象にしていない）秘書の仕事は特定できない。

[監査委員注記：請求の要旨は要点を記載し、事実証明書の内容は省略した。]

## 2 請求の受理

地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされ、監査請求書及び事実証明書の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象が上記の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定等を欠くものとして不適法であり、監査委員は監査する義務を負わないとされている。

本件請求において、請求人が、政務調査費の目的外の支出にあたりと主張しているもののうち、次に掲げるものについては、個人活動である、あるいは自己負担すべきであるなどと請求人が主張しているものの、領収書等に具体的な支出内容等が記載されており、明らかに個人活動であることがうかがえるような事実証明書の提出等がない、また、自己負担すべきとする具体的根拠が示されていないなど、違法事由を具体的に摘示したものととは言えないことから、法第242条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。

### (1) 大阪維新の会大阪市議員団（以下「大阪維新の会」という。）

#### ア 研修費

- ・ 政策力アップ講座に関するもの
- ・ 実践政治スクールに関するもの

#### イ 広報・広聴費

- ・ 事務所看板代

## ウ 事務費

- ・携帯電話、パソコン購入に係る支出

(2) 自由民主党大阪市議員団（以下「自由民主党」という。）

### 人件費

- ・資金移動としての支出

(3) O S A K A みらい大阪市議員団（以下「O S A K A みらい」という。）

### 広報・広聴費

- ・人権研修参加費
- ・地域団体会費
- ・商店街勉強会

一方、請求人は、平成23年度政務調査費のうち、タクシー代や会議参加費等について、収支報告書の記載や添付書類等からみて、大阪市会政務調査費の交付に関する条例（平成13年4月1日条例第25号。以下「条例」という。）、大阪市会政務調査費の交付に関する規則（平成13年4月1日規則第28号。以下「規則」という。）、大阪市会政務調査費の取扱いに関する要綱（以下「要綱」という。）、政務調査費の手引き（以下「手引き」という。）の禁止規定等に違反した支出、あるいは目的外の支出があるにもかかわらず、本市職員等がそれらについて必要な調査を行わなかったことにより、違法不当な公金支出（精算確定）があるとしている点については、その限りにおいて請求の特定等について欠くべき点はないと言うべきであり、法第242条の要件を満たしているものと認め、受理することとした。

## 第2 監査の実施

### 1 監査の対象事項

平成23年度政務調査費のうち、タクシー代や会議参加費等について、収支報告書の記載や添付書類等からみて、条例等の禁止規定等に違反した支出、あるいは目的外の支出があるにもかかわらず、本市職員等がそれらについて必要な調査を行わなかったことにより、違法不当な公金支出（精算確定）の事実があるかどうか。

### 2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成25年5月9日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人からは、新たな証拠の提出はなかった。

請求人からの請求書の要旨を補足する陳述の内容は、次のとおりである。

- ・ 政務調査費についての領収書を見ると、タクシーの利用、例えば自宅から市役所までの利用が多い。このような利用は政務調査活動とは言えず、議員自身の仕事に含まれるのではないのか。
- ・ そもそも、政務調査費によるタクシーの利用は身体の調子が悪い場合等に限定されているはずであるし、タクシー代は議員の給料から出されるべきである。
- ・ どんな費用でも政務調査費に含めれば許されるというものではない。市会事務局が正しく見て調査をしてもらいたい。
- ・ 監査委員は市民サイドに立って、政務調査費とはこういうものだというを示してもらいたい。政務調査費が議員たちの生活費に充てられている現実がある。
- ・ 議会自ら政務調査費について注意しようということで、解説を付けた手引きを作成している。手引きには支出禁止事項も付いているのであるから、市会事務局はそれに従って対象外にすべきものは対象外にすべきである。市会事務局は、タクシーの何百枚もの領収書をどうして確認しないのか。
- ・ 今年の特徴としては、大阪維新の会による区民会議への支出があげられる。政務調査費を選挙活動に使うことは禁止されているはずである。市長も「グレーゾーンだ」と発言していた。
- ・ 人件費も問題である。ある議員は、息子が経営する会社に人件費や事務所費を支出している。
- ・ 政務調査費が、日本会議、親学会やモラロジー（道徳を教えようという集まり）に使われている。このような使い方はとても鈍感であり、一部の人に対して税金を使っても平気という考えである。

### 3 監査対象局の陳述（25頁に詳述）

市会事務局を監査対象局とし、平成25年5月16日に市会事務局長ほか関係職員より陳述を聴取した。

## 第3 監査の結果

### 1 事実関係の確認

#### (1) 政務調査費交付の根拠法令等

##### ア 地方自治法

法第100条第14項及び第15項において、普通地方公共団体は、条例

の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができることとされ、政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとされている。

イ 大阪市会政務調査費の交付に関する条例及び大阪市会政務調査費の交付に関する規則

条例及び規則の主な内容は、次のとおりである。

(ア) 趣旨及び交付対象

大阪市会議員（以下「議員」という。）の市政に関する調査研究に資するため、必要な経費の一部として交付する政務調査費について必要な事項を定め、交付対象は、大阪市会における会派（以下「会派」という。）及び議員（会派への政務調査費の月額95,000円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員に限る。以下「交付対象議員」という。）に対して交付する。

(イ) 交付額及び交付日

政務調査費の月額は次表のとおりであり、大阪市会政務調査費の交付に関する条例の特例に関する条例（平成20年12月26日条例第94号）に基づき、平成21年4月1日から平成25年3月31日までの間は、規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とされており、原則として各月の10日に当月分を交付している。

（単位：円）

交付対象	23年1月～25年3月	
	条例月額	特例減額後
会派	570,000	513,000
会派及び議員交付の場合の会派	95,000	85,500
交付対象議員	475,000	427,500

(ウ) 使途基準

政務調査費の交付を受けた会派及び交付対象議員（以下「交付先会派等」という。）は、市政に関する調査研究に資するために必要な経費以外のものに充ててはならないとされ、使途基準については、次表のとおりである。

費目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費。政務調査活動のために行う視察等を含む。

研修費	会派が行う研修会、講演会の開催に必要な経費並びに他の団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
会議費	会派における調査研究等政務調査活動のための会議に要する経費
資料作成費 ※	会派が行う調査研究等政務調査活動のために必要となる資料の作成に要する経費
資料購入費 ※	会派が行う調査研究等政務調査活動のために必要となる図書、資料等の購入に要する経費
広報・広聴費	会派が行う調査研究等政務調査活動、議会活動及び市の政策の市民への文字、画像、動画、音声等による広報及び広聴活動に要する経費並びに会派の政策等に対する要望及び意見を聴取するための会議等に要する経費
人件費	会派が行う調査研究等政務調査活動を補助する職員を雇用する経費
事務費	会派が行う調査研究等政務調査活動に係る事務遂行に必要な経費
事務所費	会派が行う調査研究等政務調査活動のために必要となる事務所の設置及び管理に要する経費
その他の経費 ※	前各項に掲げるもののほか、会派が行う調査研究等政務調査活動に必要な経費

※ 本件について、資料作成費、資料購入費及びその他の経費については対象とされていない。

#### (エ) 経理責任者等

政務調査費の交付を受けた会派は、当該会派の所属議員のうちから、政務調査費に関する経理責任者を置かなければならない。

#### (オ) 収支報告書等の提出

交付先会派等は、当該年度の政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、領収書その他の当該支出の事実を証する書類（以下「領収書等」という。）の写しを当該収支報告書に添付し、翌年度の4月30日までに議長へ提出しなければならないとされ、議長は、提出された収支報告書及び領収書等の写しの写しを市長に送付しなければならない。

(カ) 支出関係書類の保存

政務調査費の支出の内容を示す書類は、会派及び交付対象議員において適正に整理し、保存するものとする。

(キ) 政務調査費の返還

交付先会派等は、交付を受けた年度における政務調査費の総額から同年度において支出した額を控除して残余の額がある場合は、速やかに当該残余額を市長に返還しなければならない。

ウ 大阪市会政務調査費の取扱いに関する要綱（平成22年4月1日施行）

要綱の主な内容は、次のとおりである。

(ア) 趣旨

政務調査費の取扱いについて必要な事項を、法第104条に規定する議長の権限に基づき定める。

(イ) 出納手続等

会派の代表者及び交付対象議員はその支出の決定を行わなければならない。支出にあたっては、政務調査活動に要した経費の実費に充当し、原則として領収書等を徴するとともに、会派の経理責任者及び交付対象議員は、経理を明確にするため出納簿等の記載や領収書等を保存する。

また、政務調査費は他の目的等で支給される経費との重複支給を禁止するとともに、他の関係団体等と共同で政務調査活動を実施する場合は、経費の負担割合等を明らかにしなければならない。

(ウ) 対象外経費等

政務調査費は、慶弔、見舞及び餞別等の交際費的経費並びに選挙活動、政党活動、後援会活動及び私的活動に属する経費等には支出することができない。ただし、政務調査に資する経費部分については、この限りでない。

また、政務調査費を全額充当することが不相当であることが明らか場合は、実態に則して適切に按分し、政務調査活動に資する経費相当額を計上しなければならない。

(エ) 帳票類等の保存等

上記イ（ウ）に掲げる費目（事務費を除く）については、適正に帳票類等を整理し、保存するものとする。

A 調査研究費

交付先会派等が、政務調査のため出張したときは、速やかに政務調査活動記録簿（以下「記録簿」という。）に出張内容を記載

し又は出張内容が確認できる資料類を整理し、保存するものとする。

交付先会派等が、他の団体又は個人に調査等を委託しようとするときは、調査委託内容、契約期間、委託金額、委託先及び成果物の納入等を記載した業務委託契約書により契約し、これらの関係書類を整理し、保存するものとする。

#### B 研修費

研修会、講演会等を開催したときは、当該会議に係る案内、要領、記録等の書類を交付先会派等において整理し、保存するものとする。

他の団体が開催する研修会、講演会等に参加したときは、交付先会派等において、記録簿に当該会議内容を記載し又は当該会議内容が確認できる資料類を整理し、保存するものとする。

#### C 会議費

会議等に伴う飲食経費については、1件1人につき5,000円を超えるものについては、年月日、場所、相手方の氏名、会議の内容及び金額等を交付先会派等において、記録簿に記載し又は当該会議内容が確認できる資料類を整理し保存するものとする。

#### D 広報・広聴費

広報・広聴活動を実施した際は、交付先会派等において、記録簿に記載し又は当該活動内容が確認できる資料類を整理し、保存するものとする。

#### E 人件費

補助職員を雇用したときは、その者の氏名、住所、生年月日及び雇用期間等を記載した職員雇用台帳を備えるものとする。

#### F 事務所費

事務所を設置したときは、事務所の事務所名、所在地、延べ床面積等を記載した事務所台帳を備えるものとする。

事務所賃料を支出したときは、事務所台帳に賃貸借契約書の写しを添付しなければならない。

#### (オ) 収支報告書等の検査等

議長は、収支報告書及び領収書等の写し等（以下「収支報告書等」という。）の記載を検査し、必要があると認めるときは、会派の代表者及び経理責任者又は交付対象議員（以下「会派代表者等」という。）に対し、収支報告書等の記載について説明を求めることができる。ただし、検査の実施にあたっては、会派、議員の政治活動の

自由を尊重し、政務調査費が適切に支出されていると確認できる限度において行わなければならない。

また、議長は、検査の結果、収支報告書等の記載に不適切なものがあると認めるときは、会派代表者等に対しその修正を命じ、修正された収支報告書等の提出があったときは、その写しを市長に送付しなければならない。

#### エ 政務調査費の手引き（平成22年3月）

平成22年3月に大阪市会において策定された手引きによれば、会派（議員）の活動は、専ら政務調査活動以外に政党活動、後援会活動等と多面的であり渾然一体となっていることが多く、明確に区分することが困難で活動に要した費用の全額に政務調査費を充当することが不相当であることが明らかな場合は、会派（議員）の政務調査活動の実態に応じ、合理的に説明できる比率により按分することが必要であるとされている。

#### オ 監査対象局における証拠書類の確認

監査対象局職員は、要綱に基づき議長の権限行使として、収支報告書等の記載等について検査している。

市長と議長の併任協議により、市長の権限に属する事務を補助執行する監査対象局職員が、市長の権限に基づく検査を実質上実施している。

#### カ 会派別政務調査費収支状況について

平成23年5月から平成24年3月分の各会派別の政務調査費の収支状況は次のとおりである。

（単位：円）

会派（人数）	収入額	支出額	残 額
大阪維新の会（33名）	186,219,000	161,564,322	24,654,678
公明党（19名）	107,217,000	107,127,755	89,245
自由民主党（17名）	95,931,000	89,570,043	6,360,957
O S A K A みらい（9名）	50,787,000	49,914,737	872,263
日本共産党（8名）	45,144,000	42,980,596	2,163,404
合 計（86名）	485,298,000	451,157,453	34,140,547

#### （2）監査対象局における検査の状況

監査対象局職員は、本件請求の対象とされている政務調査費の支出については、会派代表者等との連名で議長に提出される収支報告書及び領収書の写し等の書面の検査を条例・規則・要綱・手引きに基づき

行っており、領収書等の記載内容から、不明な点や疑義がある場合など必要に応じて、会派代表者等に対しその内容について確認を行い、不適切な記載があれば修正を命じているところである。

さらに、不明な点や疑義がある場合など必要に応じて、専門委員（弁護士及び公認会計士）に支出の妥当性について確認等を行っている。

### （３）請求人が主張する個別事項の確認内容

請求人が主張する事項について、個別に領収書等貼付用紙、監査対象局の検査状況等を確認した主な内容は、次のとおりである。

#### ア 大阪維新の会、自由民主党及びOSAKAみらいのタクシー代

監査対象局におけるタクシー代に係る領収書等の具体的な検査の内容は、「計数のチェック」、「領収書等の記載事項にもれがないか」、「領収書等と支出金額が合っているか」、「領収書の発行時間が早朝や深夜であるなど不自然さはないか」、「活動場所が大阪市内でない場合に合理的な説明ができるか」、「使途基準の範囲内で適正に執行されているか」などの観点から、記載内容等について検査を行っている。

手引きにおいて、タクシー代については「政務調査活動にあたって、不案内な地域の移動や、公共の交通機関の利用が困難な場合、急を要する場合、議員に身体的な支障がある場合等、タクシーを利用する合理的な理由がある場合には、そのタクシー代金に対して政務調査費を充当することが可能である」と示されていることから、監査対象局は必要に応じて会派等に対し、タクシーを利用する合理的な理由について説明が可能かどうか確認を行い、そのうえで会派として承認され提出された領収書等の検査を行っている。

なお、監査の過程において、使用頻度が高い、あるいは、使用金額が多い者について、監査対象局に再度説明を求めたところ、監査対象局では、改めて会派代表者等から、今回監査請求の対象となったタクシー代については、すべて手引きの要件に従って支出しており、議員は本会議や委員会などの議会活動をはじめ、日々市民からの要望聴取、市民への議会活動の報告を行っており、日程がタイトとなり、タクシーを使用せざるを得ない状況が恒常的に存在する旨説明を聴取していることを確認した。

#### イ 大阪維新の会

##### （ア）調査研究費

A 故障のための代車レンタル代

按分率は 80%となっている。

監査対象局では、議員が、普段は自家用車に係るガソリン代の 80%を政務調査費で充当していることを確認している。

B 大学院入学費

按分率は 50%となっている。

大学院経営管理教育部の入学料として充当され、領収書等貼付用紙に記載された入学目的は、経済学や組織マネジメント、マーケティング理論等の今までの政治行政に足りない視点であった経済意識、経営意識、組織マネジメント、民間感覚という視点を身につけ、それらの視点で自治体を見つめることにより効率的かつ住民満足度の高い自治体にしていくための政策立案能力を身につけることとされている。

本大学院は、「先端的なマネジメント研究と高度に専門的な実務との架け橋となる教育体系を開発し、幅広い分野で指導的な役割を果たす個性ある人材を養成すること」などを理念としており、学生は、起業や事業再生マネジメント能力を有する人材の育成などを目指す「事業創再生マネジメント」などのプログラムから構成される授業科目を履修することとなっている。

なお、監査対象局は、議員の政策立案能力等の向上のため、政務調査費より公共政策大学院の学費を支出することは可能と解された平成 18 年 11 月の東京高裁の裁判例があることを確認しているが、学費に係る裁判例であったため、入学金についての充当の可否について、監査対象局に説明を求めたところ、専門委員から、本市施策に関連し政務調査活動に資するものであれば充当は認められる旨の見解を得ているとの説明があった。

C 法律相談

30,000 円×6 月分（6 月・7 月・10 月・12 月・2 月・3 月）となっている。

監査対象局では、会派から政務調査活動との関連を説明できる旨聴取していたが、監査対象局に具体的な相談内容について再度説明を求めたところ、議員から、議会での質疑や政策の判断、構築及び条例や市の施策について検討するにあたってのリーガルチェックであることを確認している。

D 親学会議参加費

領収書に「講演会参加費として」、領収書等貼付用紙に「親学講演会参加費（教育基本条例について）」と記載されている。

監査対象局は、「親学」についてホームページで確認し、親学として子ども・教育のあり方について学習することは本市の教育行政に資するものであると判断している。

#### E 登記簿謄本、公図 4 件

監査対象局は、議員から倒木により市民に危害を加える可能性がある立木に対応するための所有者確認、陳情のあった市道認定にかかる調査のための土地所有者確認、不適正な固定資産税の賦課があったとの市民からの申し出に対応するための不動産所有者確認などの調査経費であることを確認している。

### (イ) 会議費

#### A 市精神保健福祉審議会

本審議会の出席に要した駐車代として充当されている。対象議員は、本件審議会の委員となっている（委員報酬 審議会 1 回当たり 16,500 円）。

なお、請求人は、審議会経費は報酬で支払うべきとしており、監査対象局が確認したところ、本件駐車代 1,000 円について、平成 25 年 6 月 6 日に当該会派より議長あて収支報告書の訂正届が提出され、同日、当該会派から市長あて戻入されている。

#### B 教育を語る会関連

領収書等貼付用紙に「区教育を語る会議（意見交換会）時の会場使用代」と記載されていたが、監査対象局がさらに詳細な記載を求めたところ、「区の教育現場の現況についての意見交換会時の会場使用料」との記載を得た旨の説明を受けた。

#### C 大阪 1 区府市会議員意見交換会

領収書及び領収書等貼付用紙には「大阪 1 区府市会議員意見交換会」とは記載されているが、請求人が言う「第 1 選挙区議員会」との記載はない。

監査対象局は、議員から選挙関係の会合ではなく、大阪 1 区内の府・市議会議員が集まり市政に関する会合を行っている旨の説明を聴取し、会派から会場費の実費部分について、ホテルから領収書が出ている旨の説明を聴取している。

#### D 親学会、教育再生会議駐車場代

領収書等貼付用紙に「親学推進協会会議参加費 1,600 円按分

率 80%」、「教育再生会議駐車代 900 円按分率 100%」と記載されている。

監査対象局は、議員から説明を聴取し、親学推進協議会会議は 1 部・2 部で構成され、1 部のみ途中からの出席となったため、1 部の参加費の 80%を充当したこと、教育再生会議は日本教育再生機構の会議であり、教科書採択や道德教育、教育委員会のあり方等について意見聴取していることを確認している。

「親学」についての監査対象局の考え方は「(ア) 調査研究費」の場合と同じである。

#### (ウ) 研修費

##### A 親学会議参加費

監査対象局は、会派から説明を聴取し、会議が 1 部・2 部で構成され 2 部に懇親会が含まれており、2 部にも出席した場合は按分率を 50%にしていることを確認している。

「親学」についての監査対象局の考え方は「(ア) 調査研究費」の場合と同じである。

##### B 市商連主催女性部教養講座受講料

按分率は 50%となっている。

監査対象局は、議員から、女性向けの講座であり女性の生き方を学ぶことができ、本市女性施策に資する政務調査活動である旨、また、多くの参加女性や主催者から、女性の観点から商店街活性化策などの意見を聞くことができる旨の説明を受けている。

##### C 日本防災士会及び防災士会会議駐車場

日本防災士会については按分率は 80%となっている。

領収書等貼付用紙に「(日本防災士会) 市民の防災の為研修」と記載されており、当初、監査対象局は議員から研修に係る按分率の説明を受けていたが、監査対象局が議員に再確認したところ、年会費への充当であり、支出内容の記載誤りであることが確認された。さらに監査対象局は、議員から年会費を払わないと会員になれず、会員でなければ会議や研修会に出られない旨の説明を聴取している。

監査対象局では、防災士会経費は、本市防災施策に資する政務調査活動関連経費であると判断している。

##### D 講演の意見聴取

領収書に「勉強会参加費として」、領収書等貼付用紙に「講演の後意見聴取のため出席・主催者より女性の企業進出の問題点の広聴希望のため」と記載されている。

監査対象局では、主催者のホームページを確認し、本市女性施策に有効であると判断している。

#### E 教科書改善シンポ

領収書に「シンポジウム参加費」、領収書等貼付用紙に「教科書改善シンポジウム大阪参加費」と記載されている。監査対象局では、日本教育再生機構のホームページで「教科書改善シンポジウム」の内容を確認しており、当該シンポジウムへの参加は、本市の教育行政に資するものと判断している。

### (エ) 広報・広聴費

#### A 会合参加費

按分率は40%となっている。

領収書に「会費代として」、領収書等貼付用紙に「会合参加費 青少年指導の方法などJ Cと大阪市政との関わりを話し合うための会合」、「選挙後のため、通常より按分率を0.8倍小さくしています」と記載しており、監査対象局では、本市教育行政に資するものと判断している。

#### B 商店会会費

按分率は80%となっている。

監査対象局は、ホームページで当該商店会について確認し、大阪市商店会総連盟に属し、地域コミュニティづくりに貢献していることを確認するとともに、議員から説明を聴取し、地域住民としての資格で加入する団体の会費ではなく、商店街活性化等の地域振興施策に関する意見聴取を行うものであることを確認している。

#### C 個人演説会告知ポスター

按分率は50%となっている。

当初、領収書等貼付用紙に「個人演説告知ポスター関連用品」と記載されており、掲示に要する備品経費に充当していたが、監査対象局がより詳細な記載を求めたところ、「議員団活動報告」と追記されたことから、市民に対する広報を行うものと判断している。

#### D 区を語る会ポスター

按分率は80%となっている。

監査対象局は、議員から説明を聴取し、個人活動ではなく、区民を対象に市政報告を行い、意見・要望を聴取するための会合である旨確認している。

#### E 街宣車道路使用届

街宣車使用届に係る証紙代である。

監査対象局は、議員から説明を聴取し、街頭における市政報告であることを確認している。

#### (オ) 人件費

支払者が会派となっている3名分については、領収書等貼付用紙に会派控室内の政務調査補助職員給与等と記載されており、支払者が議員となっている秘書に対する支出については、それぞれに固有の按分率が適用されている。

監査対象局は、請求の対象となっている会派及び議員の補助職員等について、手引きに規定されている職員雇用台帳が備えられていることを確認している。

手引きにおいて、人件費は、会派（議員）が行う調査研究等政務調査活動を補助する職員を雇用する経費とされており、秘書を除外する規定は存在しない。

#### (カ) 事務所費

按分率は80%となっている。

監査対象局は、議員から説明を聴取し、市政事務所が商店街に面しており、市政相談者が自転車の駐車等で商店街を利用するために必要となる経費であることを確認している。

#### (キ) 区民会議（会派及び個人）

区民会議の開催に関する会場、備品、印刷代等として充当されている。

大阪維新の会市会議員団は、区民会議経費への政務調査費支出について見解を表明し、区民会議の目的は、区民の意思を区政及び市政に反映させるために広聴活動を行うことであり、その経費に政務調査費を充当できることは、規則からも明らかであるとしている。また、100%純粋な政務調査活動とは言えない発言などが行われることを認識し、その割合を考慮したうえで、議員団の団費など各議員の持ち出しで政治活動部分として20%をまかない、

政務調査部分として 80%を政務調査費でまかなっているとしている。

監査対象局は、当該会派に対し、区民会議の経費が「会派の政策等に対する要望及び意見を聴取するための会議等に要する経費」であることを確認するとともに、その按分率が実際に 80%に統一されていることを確認している。

また、請求人より摘示のあった区における区民会議の様子が記録されたインターネット上の録画映像について、監査対象局からは、一部に会派に対する支援を呼び掛ける発言も見受けられるものの、会議の構成としては、市政に関する施策をテーマに市民を交えて討論を行っているものであり、按分をしたうえで政務調査費を充当することは不適切ではないと判断している旨の説明を受けた。

#### ウ 自由民主党

##### (ア) 調査研究費

###### A 自民党女性局研究会

領収書等貼付用紙に「自民党女性局政策研究会参加交通費」と記載されており、監査対象局は、議員のホームページを確認し、当該研究会の報告として、特に、震災復興・防災対策に係る記事が掲載されていることを確認している。

###### B 地域振興大会出席

国際会議場の駐車場代である。

監査対象局は、議員から説明を聴取し、市政の課題について市民との意見交換や市政報告を行い、市民の市政への意見・要望を聴取したことを確認している。

###### C 大学院前期入学金

領収書等貼付用紙に「創造都市研究科大学院前期課程入学金」と記載されている。本大学研究科は、「都市ビジネス」、「都市政策」及び「都市情報学」の3専攻を設置し、関西を中心とする都市圏の経済・社会の発展を担う指導的人材の養成を目的としており、監査対象局は、対象議員が「都市政策」の「都市公共政策研究分野」を専攻していることを確認している。

入学金の充当の可否についての考え方は、「イ 大阪維新の会 (ア) 調査研究費」の場合と同じである。

###### D 調査委託費

領収書に「大阪市政に関するアンケート調査について 設計及び分析業務」と記載されている。

監査対象局は、対象となっている議員が領収書に記載されている業者と当該業務委託契約を締結していることを確認している。

(イ) 研修費

A モラロジー会費等

領収書に「個人維持員研修会」、領収書等貼付用紙に「モラロジー個人維持員研修会参加費」と記載されている。

監査対象局は、「モラロジー」について、倫理道德に基づく社会教育について研究することは本市教育行政に資するものと判断している。

B 日本会議参加費等（親学関係含む。）

監査対象局は、各議員の領収書及び領収書等貼付用紙の記載内容を確認するほか、ホームページで講演内容を確認しており、「親学」については、親学として、子ども・教育のあり方について学習することは本市の教育行政に資する政務調査活動であると判断している。

領収書等貼付用紙の一部に、領土問題・女性宮家等の記載のあるものについて、監査対象局に政務調査活動との関連について説明を求めたところ、監査対象局は、再度会派に確認を行い、「市会から国に対して意見書を提出しており、常任委員会で関連陳情書を審査することもあり、会派として情報を収集する必要がある」旨の説明を聴取している。

C 教育者研究会

領収書に「第 48 回教育者研究会参加費」、領収書等貼付用紙に「教育者研究会」と記載されている。

監査対象局は、モラロジー研究所平成 23 年度年次報告教育者研究会開催一覧において、本市教育委員会が後援していることを確認しており、倫理道德に基づく社会教育について研究することは本市教育行政に資するものと判断している。

D モラロジーセミナー

領収書に「モラロジー生涯学習セミナー」、領収書等貼付用紙に「モラロジー生涯学習セミナー参加費」と記載されている。

監査対象局は、モラロジー研究所平成 23 年度年次報告モラロジー生涯学習セミナー開催一覧において、本市西淀川区、本市教

育委員会の後援を得ていることを確認しており、倫理道德に基づく社会教育について研究することは本市教育行政に資するものと判断している。

E ニューモラル

領収書に「教育者研修会」、領収書等貼付用紙に「会費 教育者研修会参加」と記載されている。

監査対象局では、モラロジーに関するものであり、本市教育行政に資するものと判断している。

F 駐車場代

領収書等貼付用紙に「自民党女性局講演」と記載されており、監査対象局では、テーマが「被災地における自衛隊の活動」であり、被災地支援のあり方の観点から、政務調査活動の範囲と判断している。

G 司法書士会との勉強会

按分率は50%となっている。

ホテル発行の領収書に「司法書士会との勉強会」、領収書等貼付用紙に「勉強会参加費 お茶代含むため」と記載されている。

監査対象局は、司法書士会のホームページで、リーガルサポート等がテーマになっていることを把握するとともに、ホテル発行の領収書の件について、議員から説明を聴取し、司法書士会に領収書の発行を依頼したところ、会場使用料、お茶代の実費分についてホテルから領収書を出すことになった旨確認している。

(ウ) 広報・広聴費

日本会議参加費（親学会議）として充当されている。

監査対象局は、親学として、子ども・教育のあり方について学習することは本市の教育行政に資する政務調査活動であると判断している。

(エ) 人件費

政務調査補助職員委託費として充当されている。

監査対象局は、対象となっている議員が3名の出向契約を締結していることを確認している。

(オ) 事務所費

A 資金移動

事務所賃借料として充当されている。

監査対象局は、資金移動とは、会派が借主となって貸主である

議員等に対して賃借料を振り込んでいるものであり、請求人が摘示するものについて、それぞれの事務所届及び賃貸借契約書を確認している。

#### B 事務所賃借料

監査対象局は、議員が会派に事務所届を提出し、会派が借主となって賃貸借契約を締結しており、事務所届及び賃貸借契約書を確認するとともに、契約書で、水道光熱費を含むことが定められていることを確認している。

#### エ O S A K Aみらい

##### (ア) 調査研究費

###### A 大学教授講演会参加

領収書等貼付用紙に「大阪市財政について意見交換会（参加費）」と記載されている。

監査対象局は、会派から説明を聴取し、教授の担当科目が地方財政論であり、大阪市政調査会発行の「市政研究」誌上に大阪市の予算の分析と評価と題する論文を執筆していることを確認している。

##### (イ) 事務所費

###### A 下水配管、玄関及び車椅子スロープ改修工事

按分率は80%となっている。

領収書に「配管工事代」及び「玄関・車椅子スロープ改修工事」と記載されている。

監査対象局は、当初、議員から、いずれの工事も契約書の規定により賃借人負担となっている旨説明を受けていたが、監査対象局が議員に再確認を求めたところ、「玄関・車椅子スロープ」については契約書の規定により、「配管工事」については賃借人との協議により、賃借人である議員が工事費を負担することとなっている旨確認している。

###### B 道路占用料（事務所テント）

払込金受領証に「道路占用料」と記載されている。

監査対象局は、議員から説明を聴取し、事務所入り口のテントが歩道にかかっているための占用料の支払いであり、事務所維持費の一部である旨確認している。

##### (ウ) 広報・広聴費

###### A 市退協総会会費

按分率は 90%となっている。

領収書に「第 51 回定期総会会費」と記載されている。

監査対象局は、市退協総会会費と政務調査活動との関係が判然としないため、議員に確認を求め、個人的な資格での参加ではなく、政務調査活動であることを確認するとともに、議員から大阪市退職公務員協議会第 51 回定期総会次第の提出を受け、総会終了後に意見交換の場を持っており、一例として東日本大震災を受けて大阪市の防災計画の見直し、特に地域防災計画について議論した旨の説明を聴取している。

B 商店街会費 11 か月分

按分率は 80%となっている。

領収書等貼付用紙に「地域団体会合会費（商店街運営と活性化の協議）」と記載されており、監査対象局は、会派から商店街の活性化等市政に関する意見聴取を行った旨の説明を聴取している。

C 社協年会費

按分率は 80%となっている。

領収書に「年会費」、領収書等貼付用紙に「地域団体会合会費（地区の福祉政策についての協議）」と記載されており、監査対象局は、会派から個人活動ではなく、政務調査活動である旨の説明を聴取している。

D 社協懇親会会費

按分率は 80%となっている。

領収書に「社協懇親会会費・意見交換会」、領収書等貼付用紙に「まちづくりについての意見交換会」と記載されている。

監査対象局は、会派から個人活動ではなく、政務調査活動である旨の説明を聴取しており、議員から領収書の意見交換会の記載は、議員自らがメモ書きしたものである旨の説明を聴取している。

E まちづくり会費等

按分率は 80%となっている。

領収書に「まちづくり意見交換会・資料代」と記載されている。監査対象局は、会派から個人活動ではなく、政務調査活動である旨の説明を聴取している。

F 商店街

按分率は 80%となっている。

領収書に「商店会事業意見交換会」、領収書等貼付用紙に「地

域団体会合会費（商店街事業についての意見交換）」と記載されている。

監査対象局は、会派から個人活動ではなく、政務調査活動である旨の説明を聴取している。

#### G 社協総会

按分率は80%となっている。

領収書に「社協総会（地域社会福祉について協議）」と記載されている。

監査対象局は、会派から議員としての業務ではない旨の説明を聴取している。

#### H 区政協力会費

領収書に「平成23年度区政協力会費」と記載されている。

監査対象局は、会派から政務調査活動である旨の説明を聴取するとともに、議員から地域振興会をはじめ各種団体が参加する会合に参加し、区政についての意見聴取・意見交換を行うための会費であり、本市地域振興に資する政務調査活動である旨の説明を聴取している。

#### I 村史の会会費

領収書に「村史の会平成23年度年会費」、領収書等貼付用紙に「村史の会平成23年度年会費（地域の現状把握と意見交換の場として）」と記載されている。

監査対象局は、会派から政務調査活動である旨の説明を聴取するとともに、村史の会のホームページで、その活動目的が、村の歴史を旧地名調査・文献調査等を通じて明らかにし、次の世代へと引き継ぐことである旨確認し、その場で意見を聴取することは本市地域振興に資する政務調査活動であると判断している。

#### J 子ども会会費

領収書に「平成23年度区子ども会育成連合協議会総会参加費」と記載されている。

監査対象局は、会派から個人活動ではなく、政務調査活動であることを聴取するとともに、議員から少子化の中で将来を担う子どもたちのためにボランティア活動関係者と意見交換を行った旨の説明を聴取している。

#### K 青経会参加費

領収書に「会費として」、領収書等貼付用紙に「会費（青経会

総会)」と記載されている。

監査対象局は、会派から個人活動ではなく、政務調査活動であることを聴取するとともに、議員から青年経営者協議会総会式次第の提出を受け、総会に参加し、参加者と意見交換することは、本市経済施策に資する政務調査活動である旨の説明を聴取している。

#### L 司法書士会会費

領収書に「大阪司法書士会市政要望の会」と記載されている。

監査対象局は、会派から個人活動ではなく、政務調査活動であることを聴取するとともに、ホームページで大阪司法書士会の活動報告を確認し、本会では成年後見制度利用支援事業の現状についてのレポートがあり、議員側から自治体の取り扱い状況など活発な質疑応答があったとの報告が掲載されている旨確認している。

#### M 公園愛護会会費

領収書に「公園愛護会参加費として」と記載されている。

監査対象局は、会派が政務調査活動であるとの合理的な説明が可能であることを確認するとともに、ホームページで地区公園愛護会について、校下地域活動協議会に参画し、地域活動に貢献していることを確認し、本市地域振興に資する政務調査活動であると判断している。

#### N 総会参加費

領収書に「総会・懇親会費」と記載されている。

監査対象局は、議員から中学校PTAのOB総会であり、中学校の教育の進展と学校と地域を結び付ける取組みを行っている旨の説明を聴取している。

#### O 区新年互礼会会費

領収書に「平成24年新年互礼会会費」と記載されている。

監査対象局は、会派から政務調査活動であることを聴取するとともに、議員から市政についての意見交換・報告を行い、本市地域振興に資する政務調査活動である旨の説明を聴取している。

### (4) 収支報告書の訂正

今回の監査の過程において、請求人が主張する以外においても、会派内における按分率の不整合等、確認を要すると考えられるものが見受けられ、監査対象局に確認を求めたところ、これらのうち、大阪維新の会に係るもの 50,489 円（請求人が主張する「市精神保健福祉審議会駐車

代 1,000 円」を含む。) 、自由民主党に係るもの 6,035 円について、平成 25 年 6 月 6 日に当該会派より議長あて収支報告書の訂正届が提出され、同日、当該会派から市長あて戻入されている。

## 2 監査対象局の陳述

政務調査費制度は、平成12年4月に、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の施行を受け、同年5月、法が改正され、「議会の審議能力を強化し議会の活性化を図るため、議員の調査活動基盤の充実を図る観点から」、「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。」制度として発足したものである。

法第100条第14項及び第15項が根拠となっているが、第14項では「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、政務調査費を交付することができる」とされており、第15項では「政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする」と定められている。これに基づき、本市では、条例及び規則が平成13年4月に制定されたところである。

また、大阪市会として、これまで政務調査費の透明化にも取り組んできた。

平成18年には、議員提案により条例を改正し、収支報告書に1件につき5万円以上の支出についてその領収書等の写しの添付を義務付けるとともに、大阪市会として政務調査費の取扱いの基本指針を示す、要綱を制定した。さらに、政務調査費の支出にあたって、適正な取扱いを期するための判断基準を示す「手引き」が作成された。

なお、手引きの作成に際しては、全国都道府県議会議長会が示した「政務調査費の使途の基本的な考え方」を基本指針としたうえで、弁護士等からの意見・助言を踏まえた内容となっている。

さらに、平成22年度交付分からは、収支報告書にすべての領収書等の写しの添付を義務付けるとともに、「手引き」についても改訂が行われたところである。

政務調査費をめぐっては、平成22年4月の最高裁判決では、「政務調査費は議会による市の執行機関に対する監視等の機能を果たすための調査研究活動に充てられることも多いと考えられるところ、会派による個々の政務調査費の支出について、その具体的な金額、支出先等を逐一公にしなければならないとなると、当該支出に係る調査研究活動の目的、

内容等を推知され、その会派及び所属議員の活動に対する執行機関や他の会派等からの干渉を受けるおそれを生ずるなど、調査研究活動の自由が妨げられ、議員の調査研究活動の基盤の充実という制度の趣旨、目的を損なうことにもなりかねないことから、政務調査費の収支に関する議長への報告の内容等を上記の程度にとどめることにより、会派及び議員の調査研究活動に対する執行機関や他の会派等からの干渉を防止しようとするところにあると解される。」と判示されている。

収支報告書等の検査については、要綱第6条第1項において、「議長は、提出された収支報告書及び領収書等の写し等の記載を検査し、必要があると認めるときは、会派の代表者及び経理責任者又は交付対象議員に対し、収支報告書等の記載について説明を求めることができる。」と定められている一方、同項但書においては、「検査の実施にあたっては、会派、議員の政治活動の自由を尊重し、政務調査費が適切に支出されていると確認できる限度において行わなければならない。」と定められているところである。

また、同条第2項においては、「議長は、前項の検査の結果、収支報告書等の記載に不適切なものがあると認めたときは、会派の代表者及び経理責任者又は交付対象議員に対し、その修正を命ずることができる。」と定められている。

市会事務局では、この規定に従い、政務調査費の支出について、領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しの添付があり、条例・規則・要綱に基づき会派の代表者及び経理責任者との連名で議長に提出される収支報告書及び領収書の写し等の記載の検査を行っており、領収書等の記載内容から、不明な点や疑義がある場合など必要に応じて、会派代表者や経理責任者に対しその内容について確認を行い、不適切な記載があれば修正を命じているところである。

平成24年7月23日付監査結果通知において、「政務調査費の適正支出の確保は、第一次的には交付を受けた各会派、各議員において自律的に行うべきものであることは言うまでもなく、市会におかれては、これまでも政務調査制度について各種の改善に取り組まれてきたところではあるが、今後、社会通念の変化等にもより敏感に配意され、政務調査費を適正・適切に使用するための取組をなお一層推進され、引き続き、市民からの信頼の下、成熟した政務調査活動を実践されることを大いに期待する。」との所感が付記されたところであり、大阪市会として、法の改

正等社会情勢の変化や他都市の動向等を踏まえ、本年4月に手引きの見直しも実施されたところである。

政務調査費交付にかかる諸手続きについて、条例第5条において、使途基準については「政務調査費の交付を受けた会派及び交付対象議員は、政務調査費を市規則で定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するために必要な経費以外のものに充ててはならない。」と定められており、また、第7条においては、収支報告書等の提出方法について「政務調査費の交付を受けた会派の代表者及び交付対象議員は、毎年度、市規則で定めるところにより、当該年度の政務調査費に係る収入及び支出の報告書の写しを当該収支報告書に添付し、これを翌年度の4月30日までに大阪市会議長に提出しなければならない。この場合において、当該会派の代表者は、当該会派の経理責任者と連名で収支報告書を作成しなければならない。」と定められている。

また、規則第4条において、使途基準について別表で定め、第5条において、収支報告書の様式及び領収書等の写しの提出方法について定められている。

さらに、要綱第2条において、「会派の代表者及び交付対象議員はその支出の決定を行わなければならない。」、「政務調査費の支出にあたっては、政務調査活動に要した経費の実費に充当しなければならない。」など出納手続等を定め、また、支出制限として、要綱第3条第1項において政務調査費を支出できない経費を列挙するとともに、第2項において「会派及び交付対象議員の活動に要した経費のうち、政務調査費を全額充当することが不相当であることが明らかな場合は、実態に則して適切に按分し、政務調査活動に資する経費相当額を計上しなければならない。」と定めている。

収支報告書等の検査等については、先ほど説明したとおり、要綱第6条第1項及び第2項において、「議長は、提出された収支報告書及び領収書等の写し等の記載を検査し、必要があると認めるときは、収支報告書等の記載について説明を求めることができる。ただし、会派、議員の政治活動の自由を尊重し、政務調査費が適切に支出されていると確認できる限度において行わなければならない。」、「収支報告書等の記載に不適切なものがあると認めるときは、その修正を命ずることができる。」と定めているところである。

市会事務局における領収書等の具体的な検査の内容であるが、計数のチェック、領収書等の記載事項にもれがないか、領収書等と支出金額が

合っているか、要綱第3条に定める政務調査費を充当することができない経費ではないか、当該年度の支出であるか、領収書のあて名やただし書が適切であるか、領収書の発行時間が早朝や深夜であるなど不自然さはないか、活動場所が大阪市内でない場合に合理的な説明ができるか、領収書等貼付用紙に記載もれがないか、領収書等貼付用紙の記載内容（支出年月日、支出額、使用者など）と領収書等に齟齬がないか、按分が採用されている場合、関連のある経費について、按分率の整合性がとれているか、他の目的等で支給される経費と重複して支出していないかといった視点から領収書等の記載内容について検査を行っており、不明な点や疑義がある場合など必要に応じて、会派代表者や経理責任者に対しその内容について確認を行い、不適切な記載があれば修正を命じているところである。

続いて、本件請求の対象とされている事項についてであるが、タクシー代については、政務調査費の使途の例として、「手引き」において、交通費等（バス代、電車代、タクシー代、航空賃、船賃、高速料金、駐車場代、ガソリン代、バス借上げ代等）と示されている。

タクシーの使用については、手引きにおいて「政務調査活動にあたって、不案内な地域の移動や、公共の交通機関の利用が困難な場合、急を要する場合、議員に身体的な支障がある場合等、タクシーを利用する合理的な理由がある場合には、そのタクシー代金に対して政務調査費を充当することが可能である」と示されていることから、先ほど説明した領収書等の記載内容についての検査に加えて、必要に応じて会派代表者や経理責任者に対し、タクシーを利用する合理的な理由について説明が可能かどうか確認を求め、そのうえで会派として提出された領収書について検査を行っている。

次に、区民会議であるが、規則では、政務調査費の使途基準として「広報・広聴費」が規定されており、その定義の中に「会派の政策等に対する要望及び意見を聴取するための会議等に要する経費」が含まれており、「手引き」では、「会派が市政の課題、議会で審議する案件等について行う調査研究のための活動」、「会派が市民、政治家、行政関係者、民間の団体等との意見交換その他の情報収集を行うための活動」などが政務調査活動として示されている。

また、要綱第3条第1項において、支出制限として、支出できない経費を列挙するとともに、第2項において「会派及び交付対象議員の活動に要した経費のうち、政務調査費を全額充当することが不相当であるこ

とが明らかな場合は、実態に則して適切に按分し、政務調査活動に資する経費相当額を計上しなければならない。」と定められている。

本件請求の対象とされている区民会議に関する支出については、平成 23 年度の収支報告書等の議長検査にあたり、会派から区民会議の経費の 80%が政務調査費の広報・広聴費とする領収書等が提出されたことから、当該会派に対し、区民会議の経費は「会派の政策等に対する要望及び意見を聴取するための会議等に要する経費」であること及びその按分率は統一されていることの確認を行っている。

次に、政務調査費における人件費であるが、規則第 4 条に定める用途基準において、「会派（議員）が行う調査研究等政務調査活動を補助する職員を雇用する経費」と定められている。

人件費の用途の例としては、「手引き」において「給料、各種手当、アルバイト賃金、社会保険料等」と示されている。

また、要綱第 4 条において、補助職員を雇用したときは、その者の氏名、住所、生年月日及び雇用期間等を記載した職員雇用台帳を備えるものとする定められており、さらに、職員雇用台帳については、会派において適正に整理し、保存するものとされている。

本件請求の対象とされている秘書給与については、領収書等貼付用紙には秘書給与との記載はされているものの、政務調査活動を補助する職員に対する給与であり、実態に則して適切に按分している旨当該会派に対し確認している。

なお、市会事務局としては、毎年度当初、会派に対して、支出の根拠となる職員雇用台帳及び領収書等証憑類について、要綱の規定に基づき適正な整理・保存を行うよう周知し、各会派において確認いただいている。

次に、日本会議、親学会議等各種会議に関する経費については、領収書等が提出された際、その研修会や会議の目的が政務調査に資するものであるか、会費については、その団体の活動内容や実態が政務調査活動に資するものであるか、議員が一般の地域住民としての資格等、個人的な資格で加入している団体の会費ではないかなど必要に応じて会派に対し説明を求めるなど、適宜確認を行っている。

次に、大学、大学院への入学金等の支出については、平成 18 年 11 月東京高裁において、「研究、教育内容に照らせば、議員の通学は、議員個人の能力を高め、それを区政に還元させることを目的としたものであり、また客観的にも区政の充実に役立つものとみることができるから、

これを区政とは関係のない議員個人の知識、能力の取得にとどまるものであるということは到底できない。」との判決が示されており、また、当該会派からは、政策立案能力を身につけることを目的としており、市政に関する調査研究活動に資するものであるとの説明を受けている。

次に、資金移動として自民党会派から議員指定の金融機関口座へ事務所費が振り込まれている件についてであるが、会派に支給される政務調査費振込み用口座から各事務所賃料の支払い先へ振込み・振替えを行っているものである。

政務調査費の支出にあたっては、法や条例等の趣旨及び規定に従い検査を行っているところであり、不明な点や疑義がある場合などについては適宜会派に確認し、不適切な記載は修正を求めているところである。

したがって、当該交付金の執行にあたり、公金の支出及び債権管理については適正に事務を執行しているものとする。

### 3 判 断

以上のような事実関係の確認、監査対象局の説明等に基づき、本件請求について次のように判断する。

請求人は、会派に交付された政務調査費について、明らかにその用途基準に反する支出、あるいは目的外の支出がなされているにもかかわらず、本市職員等に職務上の注意義務違反があり、違法不当な公金支出（精算確定）がある旨主張しているものと解される。

政務調査費制度は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその用途の透明性を確保しようとしたものであるところ、その具体的な金額、支出先等を逐一公にしなければならないとすると、当該支出に関する調査研究活動の目的、内容等を推知され、その会派又は議員の活動に対して、執行機関や他の会派等からの干渉を受けるおそれを生ずるなど、調査研究活動の自由が妨げられ議員の調査研究活動の基盤の充実という政務調査費交付制度の趣旨、目的を損なうおそれがあるとされている。

一方で、政務調査費の適正支出の確保は、第一次的には交付を受けた各会派、各議員において自律的に行うべきものであって、政務調査費の適正支出の確保の名の下に、執行機関が調査研究活動に対して不当な干渉を及ぼすことが許されないことは言うまでもないが、他方、政務調査費制度は、その用途の透明性を確保することも併せて企図されており、

執行機関が合理的な範囲で政務調査費の使途について調査することまで否定されるものではなく、その範囲においては、調査研究活動に対する不当な干渉には当たらないとされている。

そうすると、本市職員等としては、政務調査費の支出が、一見して市政とは無関係であるとか、極めて不相当あるいは著しく高額であるなど、支出の必要性や合理性を欠き、政務調査費の支出が適正になされていないのではないかと明らかに疑われるべき具体的な事情があった場合に、具体的な調査をすべき職務上の義務があると解すべきであり、それにもかかわらず、本市職員等が何らの対応等もとらない場合は、違法となる場合があると言うべきである。

以下、請求人が問題とする各点に沿い、具体的に判断する。

(1) 手引きに定められた要件に該当することが確認できないタクシーの利用があるとする点について

請求人は、請求の対象とした3会派すべてのタクシー利用について、手引きに定められた要件に該当することが明らかではないにもかかわらず、政務調査費がタクシー代に充当されている旨主張する。

これに対して、監査対象局は、タクシーを利用する合理的な理由について会派等による説明が可能である旨確認を行ったうえで、会派から提出された領収書等について、記載事項にもれがないか等の形式的な観点に加え、「領収書の発行時間が早朝や深夜であるなど不自然さはないか」、「活動場所が大阪市内でない場合に合理的な説明ができるか」などの観点からも検査を行い、必要に応じて会派代表者や経理責任者に対し確認を求めている旨説明する。

この点、領収書等から確認できるタクシーの利用状況から、手引きに定められた要件に該当しない利用であることが明らかに疑われるべき事情にあるにもかかわらず、本市職員等が必要な調査を行わなかった場合には、本市職員等に注意義務違反があると解すべきである。

監査対象局においては、タクシー代の政務調査費への充当について、領収書等の記載内容から、手引きに定められた要件に該当するか否かを確認することは困難であるものの、使用区間や使用時間から各会派等に確認が必要と考えられるものについては、会派代表者等からの説明を聴取しており、請求人が本件請求の対象としているタクシー代の支出については、手引きに定める要件の充足性について、改めて会派代表者等に対して確認を行っていることが認められる。

そうすると、領収書等の記載内容から手引きの要件に該当しない使用

実態の有無を確認することが困難であるとはいえ、明らかに不適切な使用が疑われる場合に必要な調査を行っていない等の事情はうかがえないことから、本市職員等に注意義務違反があるとまでは言えない。

なお、タクシーの使用状況を個人別にみた場合に、使用頻度の高い者が見受けられたので、監査対象局に確認を求めたところ、監査対象局では、使用者である議員に直接確認し、時間的な余裕がない場合が多々あり、タクシーを利用する旨の説明を聴取していることが認められ、さらに調査を行うとしても、領収書等の記載内容から手引きの要件に該当しない使用実態の有無を確認することは困難であるとはいえ、必要な調査を実施していないなどの事情はうかがえないことから、本市職員等に注意義務違反があるとまでは言えない。

(2) 大阪維新の会大阪市会議員団において、使途基準に反する、あるいは目的外の支出があるとする点について

請求人が摘示する個別の支出について、監査対象局は、領収書等の記載から、政務調査活動であることが判然としない場合は、会派、もしくは議員に対して確認を行うなどの方法により、政務調査費を充当することの妥当性について判断を行っている旨説明する。

この点、これらの支出について、政務調査費を充当することに明らかに疑われるべき具体的な事情があった場合に、監査対象局には合理的な範囲において調査を行う義務があり、その範囲において行う調査は、調査研究活動に対する不当な干渉には当たらないと解すべきである。

請求人が問題とする大阪維新の会市会議員団に係る各点について、費目ごとに個別に判断する。

ア 調査研究費

請求人は、故障のための代車レンタル代、大学院入学金、法律相談に係る支出、親学会参加費、登記簿謄本等の取得に要した経費の支出が、政務調査費の対象外、あるいは目的外の支出にあたる旨主張する。

これらの各支出についてみると、監査対象局は、故障のための代車レンタル代、大学院入学金については、そもそも領収書等に記載されている按分率や具体的な目的などに加え、監査対象局が追加確認した内容、専門委員の意見、裁判例等を総合的に勘案し、政務調査費の充当を妥当であると判断していることが認められる。

また、法律相談に係る支出、登記簿謄本等の取得に要した経費については、監査対象局がそれぞれ対象となる議員に直接、政務調査費に充当する具体的な根拠を確認したうえで、政務調査費の充当を妥当で

あると判断していることが認められる。

さらに、親学会参加費については、監査対象局が「親学」についてホームページで確認し、本市の教育行政に資する政務調査活動である旨判断していることが認められる。

そうすると、いずれも、仮に請求人が主張するような明らかに疑われるべき点があったとしても、監査対象局が合理的な範囲で調査を行っているといえ、本市職員等に注意義務違反があるとまでは言えない。

#### イ 会議費

請求人は、教育を語る会、府市会議員意見交換会、親学会、教育再生会議への参加が個人活動にあたるほか、市の審議会出席に係る駐車代について、対象議員が当該審議会の委員である場合に政務調査費を充当することは不適切な充当にあたる旨主張する。

これらの各支出についてみると、教育を語る会については、監査対象局は領収書等貼付用紙に詳細な記載を求め、より具体的な内容を把握しており、府市会議員意見交換会については、監査対象局が直接議員から選挙関係の会合ではない旨聴取し、政務調査費の充当を妥当と判断していることが認められる。また、「親学」に関するものについては「ア 調査研究費」で記述したとおり、監査対象局による確認が行われており、教育再生会議についても直接議員から説明を聴取し、それぞれ政務調査費の充当を妥当と判断していることが認められる。

そうすると、いずれも、仮に請求人が主張するような明らかに疑われるべき点があったとしても、監査対象局が合理的な範囲で調査を行っているといえ、本市職員等に注意義務違反があるとまでは言えない。

一方、市の審議会出席に係る駐車代については、対象議員が当該審議会の委員となっており、委員に対する報酬（会議1回当たり16,500円）が支給されていることから、請求人が主張するとおり、当該駐車代については、審議会報酬により支弁すべきであり、政務調査費を充当することは不適切であると考えられる。これは、監査対象局において必要な調査が行われないうまま公金支出が行われたということであり、本市職員等に注意義務違反があったという点は否めない。

しかしながら、平成25年6月6日に市会議長あて収支報告書の訂正届が提出され、当該駐車代1,000円については、既に市長あて返還がなされており、請求人が主張する、違法な公金の支出（精算確定）による本市の損害は既に補填されていると言わざるを得ず、請求には理由がないと言うほかない。

## ウ 研修費

請求人は、親学関係会議、市商連主催女性部教養講座、防災士会関係、教科書改善シンポジウム等への参加が個人活動にあたる旨主張する。

これらの各支出についてみると、「親学」に関するものについては「ア 調査研究費」で記述したとおり、監査対象局による確認が行われており、市商連主催女性部教養講座、防災士会関係については、監査対象局が直接議員から説明を聴取し、それぞれ政務調査費の充当を妥当と判断していることが認められる。

また、教科書改善シンポジウム等の参加費については、監査対象局がホームページを確認し、同シンポジウム等への参加が本市の教育行政等に資する政務調査活動にあたる判断していることが認められる。

そうすると、いずれも、仮に請求人が主張するような明らかに疑われるべき点があったとしても、監査対象局が合理的な範囲で調査を行っているといえ、本市職員等に注意義務違反があるとまでは言えない。

## エ 広報・広聴費

請求人は、会合参加費、商店会会費、ポスター関係経費が個人活動に係る経費支出であり、街宣車道路使用届に係る支出は政務調査費の対象外である旨主張する。

これらの各支出についてみると、監査対象局は、領収書等貼付用紙に記載された支出内容及び目的、さらには按分率等を考慮し、必要に応じ、議員から直接説明を聴取するほか、領収書等貼付用紙にさらに詳細な記載を求め、それらの内容から総合的に政務調査活動である旨判断していることが認められる。

そうすると、いずれも、仮に請求人が主張するような明らかに疑われるべき点があったとしても、監査対象局が合理的な範囲で調査を行っているといえ、本市職員等に注意義務違反があるとまでは言えない。

## オ 人件費

請求人は、会派の補助職員に対する人件費の支出根拠が不明であり、議員の秘書に対する人件費が政務調査費の対象外である旨主張する。

これに対して、監査対象局は、秘書を対象外とする規定が存在せず、会派の補助職員及び議員の秘書について、職員雇用台帳が備えられており、それぞれで判断された按分率が用いられている旨説明する。

この点、そもそも請求人が、人件費を 100%負担する根拠が不明であると主張し、秘書を対象外であると主張する根拠が不明確であると

いう点はさて措くとしても、雇用そのものの疑義も含めた主張と解した場合、監査対象局において、請求人が摘示する補助職員、秘書のすべてについて職員雇用台帳が確認されていることが認められるのであるから、明らかに疑うべき事情がありながら杜撰な調査を行ったなどの事情等は認められず、本市職員等に注意義務違反があるとまでは言えない。

#### カ 事務所費

請求人は、商店街管理費の支出が個人活動に係る支出にあたる旨主張する。

これに対して、監査対象局は、議員から直接説明を聴取し、市政相談者の自転車利用に係る負担であることを確認し、政務調査費の充当を妥当と判断していることが認められるのであるから、明らかに疑うべき事情がありながら杜撰な調査を行ったなどの事情等は認められず、本市職員等に注意義務違反があるとまでは言えない。

#### キ 区民会議（会派分・個人分）関係経費

請求人は、大阪維新の会区民会議に係る支出が、要綱で禁止されている選挙活動に属する経費にあたる旨主張する。

これに対して、監査対象局は、大阪維新の会市会議員団が表明する区民会議の目的を把握するとともに、按分率を80%としていること、さらに請求人が示す録画映像の確認を行ったうえで、政務調査費充当の妥当性を判断している旨説明する。

この点、請求人が示す録画映像を今回の監査で確認した限りでは、80%の按分率は不適切と判別されるが、録画映像が区民会議の一部を収録したものであり、按分率の適否を判断することは困難である。

そうすると、監査対象局は、区民会議関係経費について、必要と認められる調査を行い、按分している考え方について不適切とまでは言えない旨判断していることが認められるのであるから、本市職員等に注意義務違反があるとまでは言えない。

#### (3) 自由民主党大阪市会議員団において、使途基準に反する、あるいは目的外の支出があるとする点について

請求人が摘示する個別の支出について、監査対象局は、領収書等の記載から、政務調査活動であることが判然としない場合は、会派、もしくは議員に対して確認を行うなどの方法により、政務調査費を充当することの妥当性について判断を行っている旨説明する。

この点、これらの支出について、政務調査費を充当することに明らか

に疑われるべき具体的な事情があった場合に、監査対象局には合理的な範囲において調査を行う義務があり、その範囲において行う調査は、調査研究活動に対する不当な干渉には当たらないと解すべきである。

請求人が問題とする自由民主党大阪市議員団に係る各点について、費目ごとに個別に判断する。

#### ア 調査研究費

請求人は、自民党女性局研究会、地域振興大会、大学院前期入学金及び調査委託に係る支出が、政党活動または個人活動に係る支出である旨主張する。

これらの各支出についてみると、自民党女性局研究会については、監査対象局が、対象となっている議員のホームページよりその内容を確認し、地域振興大会出席については、監査対象局が直接議員から説明を聴取し、政務調査費の充当を妥当であると判断していることが認められる。

また、大学院前期入学金については、監査対象局では、専門委員（弁護士）からの意見や裁判例、さらには対象議員が選択している専攻等を総合的に勘案し、政務調査費の充当を妥当と判断していることが認められる。

さらに、調査委託費については、請求人が主張するような報告書の公開までも求められるものではないが、調査委託契約の存否を問題とした主張と解した場合、監査対象局が議員から当該契約書の写しの提出を受け、政務調査費の充当を妥当と判断していることが認められる。

そうすると、いずれも、仮に請求人が主張するような明らかに疑われるべき点があったとしても、監査対象局が合理的な範囲で調査を行っているといえ、本市職員等に注意義務違反があるとまでは言えない。

#### イ 研修費、会議費及び広報・広聴費

請求人は、モラロジー会費等、日本会議（親学講演会）参加費、教育者研究会参加費、モラロジーセミナー参加費、ニューモラル（教育者研修会）参加費、親学会議参加費等の支出が、個人活動に係る支出にあたる旨主張する。

これらの各支出についてみると、モラロジー関係（教育者研究会、セミナー、教育者研修会を含む。）については、監査対象局では、主催団体の年次報告や市会から国に対する意見書等を確認し、政務調査活動にあたりと判断しており、日本会議（親学講演会）参加費については、ホームページにより講演内容を確認し、本市教育行政に資する

政務調査活動にあたりと判断していることが認められる。

また、親学会議参加費については、監査対象局は、親学として、子ども・教育のあり方について学習することは本市の教育行政に資する政務調査活動であると認識し、政務調査費の充当を妥当と判断していることが認められる。

そうすると、これらの支出については、明らかに疑われるべき事情等が認められないことから、本市職員等に注意義務違反があるとまでは言えない。

#### ウ 人件費

請求人は、委託料の支出について、内容、成果が不明である旨主張する。

請求人が、成果が不明であるとする根拠は不明確であるが、委託契約の存否に疑義があると解した場合、監査対象局は、領収書等貼付用紙の記載内容及び出向契約に係る契約書を確認し、政務調査費の充当を妥当と判断していることが認められるのであるから、明らかに疑うべき事情がありながら杜撰な調査を行ったなどの事情等は認められず、本市職員等に注意義務違反があるとまでは言えない。

#### エ 事務所費

請求人は、資金移動の方法による事務所費の支出そのものが不明なもの、事務所賃借料について内容が不明なものがある旨主張する。

監査対象局では、資金移動とは、会派が借主となって貸主である議員等に対して賃借料を振り込んでいるものであることを確認するとともに、請求人が摘示するものについて、それぞれの事務所届及び賃貸借契約書を確認していることが認められる。

また、請求人が、事務所賃借料について内容が不明とするものについては、監査対象局では、領収書等貼付用紙に添付された各月の領収証のほか、事務所届及び賃貸借契約書を確認していることが認められるのであるから、明らかに疑うべき事情がありながら杜撰な調査を行ったなどの事情等は認められず、本市職員等に注意義務違反があるとまでは言えない。

#### (4) O S A K A みらい大阪市会議員団において、使途基準に反する、あるいは目的外の支出があるとする点について

請求人が摘示する個別の支出について、監査対象局は、領収書等の記載から、政務調査活動であることが判然としない場合は、会派、もしくは議員に対して確認を行うなどの方法により、政務調査費を充当するこ

との妥当性について判断を行っている旨説明する。

この点、これらの支出について、政務調査費を充当することに明らかに疑われるべき具体的な事情があった場合に、監査対象局には合理的な範囲において調査を行う義務があり、その範囲において行う調査は、調査研究活動に対する不当な干渉には当たらないと解すべきである。

請求人が問題とするOSAKAみらい大阪市議員団に係る各点について、費目ごとに個別に判断する。

#### ア 調査研究費

請求人は、大学教授講演会参加費の支出が、個人活動に係る支出にあたる旨主張する。

監査対象局は、領収書等貼付用紙に記載された内容及び会派から聴取した当該教授の担当科目や論文を確認したうえで、政務調査費の充当を妥当と判断していると認められるのであるから、明らかに疑うべき事情がありながら杜撰な調査を行ったなどの事情等は認められず、本市職員等に注意義務違反があるとまでは言えない。

#### イ 事務所費

請求人は、下水配管工事、玄関及び車椅子スロープ改修工事が個人活動にあたり、道路占用料（事務所テント）の支出が政務調査費の対象外の支出である旨主張する。

監査対象局は、各種工事については、対象となっている議員から事務所の賃貸借契約の内容を確認し、道路占用料については、対象となっている議員から道路占用料を負担する理由を聴取したうえで、政務調査費の充当を妥当と判断していると認められる。

そうすると、いずれも、仮に請求人が主張するような明らかに疑われるべき点があったとしても、監査対象局が合理的な範囲で調査を行っているといえ、本市職員等に注意義務違反があるとまでは言えない。

#### ウ 広報・広聴費

請求人は、市退協総会会費、商店街会合会費、社協年会費、社協懇親会会費、社協総会会費、まちづくり会費・資料代（連合振興町会）、区政協力会費、村史の会会費、子ども会会費、青経会参加費、司法書士会会費、公園愛護会会費、総会参加費及び区新年互礼会に対する支出が、個人活動に係る支出、あるいは政務調査費の対象外であるなどと主張する。

これらの各支出について、監査対象局は、会派、もしくは議員から、個人活動ではなく、政務調査活動である旨説明を聴取しており、この

うち、商店街会合会費、社協年会費、社協懇親会会費、社協総会会費、まちづくり会費・資料代（連合振興町会）、村史の会費、司法書士会費、公園愛護会会費については、領収書等の記載内容や当該団体のホームページの内容等から政務調査費の充当を妥当と判断していることが認められる。

また、市退協総会会費、区政協力会費、子ども会会費、青経会参加費、総会参加費、区新年互礼会については、意見交換等の内容を議員から直接聴取し、政務調査費の充当を妥当と判断していることが認められる。

そうすると、いずれも、仮に請求人が主張するような明らかに疑われるべき点があったとしても、監査対象局が合理的な範囲で調査を行っているといえ、本市職員等に注意義務違反があるとまでは言えない。

#### 4 結 論

以上の判断により、本市職員等による違法不当な公金の支出（精算確定）があるとする本件請求には理由がない。

#### （意見）

本件請求についての判断、結論は前記のとおりであるが、そもそも地方自治法では、政務調査費の交付を受けた会派等は、収入及び支出の報告書を議長に提出することとされ、具体的な報告の程度、内容等については、条例の定めに従っているところである。本市の場合、政務調査費の交付を受けた各会派は、条例及び規則の定めに従い、議長に対し収支報告書及び領収書等の写しを提出しているが、これらは支出したことを証する書類ではあっても、政務調査活動であることを裏付けるものではない。

また、要綱では、会派の代表者が政務調査費の実費に充当されていることを確認し、支出の決定を行うとともに、会派の経理責任者が支出の根拠となる証憑類を整理し、保存することとされていることから、政務調査費の適正な執行は各会派がその責任において自律的に行う制度設計となっている。

本市では、政務調査費のすべてについて領収書が公開され、その意味においては透明性が向上していると評価できるが、個々の支出を政務調査費に充当した判断根拠が示されない限り、市民等が求める説明責任との乖離が生まれることはこの仕組みが抱える大きな課題と言える。

本件請求では、特にタクシー代や各種団体の会費等への政務調査費の充当に対する市民の疑念が多く示されたところである。これらの支出については、

収支報告書及び領収書等の記載内容のみで政務調査費の充当の妥当性を判断することが困難なものも多く見受けられ、このような場合、監査対象局においては、不当な干渉に当たらない合理的な範囲で調査を行う義務があると言わなければならないが、各会派の責任において適正な政務調査費の執行を担保する現行の仕組みの下で監査対象局が行っている調査は、会派で適正に処理されていることを前提とした調査にとどまっており、不当な干渉にあたることを懸念するあまり、過剰な自己抑制が働いていると言わざるを得ない。

しかしながら、政務調査費の原資は、市民等の税金によるところ、その執行状況が市民に明らかになることが望ましいことは言うまでもない。

加えて、平成 24 年の法改正により、「政務調査費」は「政務活動費」と改められ、今後、さらに多様な経費が充当される可能性もある中で、議長に対し、その使途の透明性の確保に努めることが規定され、各地方自治体における透明性確保の取組は一層重要性を増すものと考えられる。

本件請求において、現行制度下における政務調査費に対する調査の限界も認めざるを得ないところではあるが、一方で、按分率の基準を明確化した上で実態に見合った按分率の適用等、政務調査費の交付を受ける側の課題と考えられる事案も見受けられた。

政務調査費の適正な運用が条例に委ねられているのであるから、市会においては、会派又は議員の自由な調査研究活動に対する配慮や執行機関及び他の会派等からの不当な干渉を排除する点に留意する必要性はあるものの、政務調査費が公金から交付されるものであることを十分認識し、その負担者である市民等に対する説明責任を果たすため、「政務調査費を何に使ったのか」からさらに一步踏み出し、「使った公金がなぜ政務調査費と言えるのか」までが説明責任であるとの意識をもって、早急に抜本的な改革に取り組まなければならない。

なお、前記のとおり、既に返還はされているものの、一部に会派内の按分率の不整合等による不適切な充当が見受けられたところであるが、これらは本来、会派が適正なチェックを行うことにより未然に防止できるものである。会派が各々の責任において政務調査費を適正に執行することが前提となっているのであるから、その責任は重大であり、それぞれの会派においては厳正かつ有効なチェック体制を構築されたい。

例えば、もともと入会資格を有していた団体の年会費や飲食を伴う懇親会会費等については、政務調査活動と認められるための客観的基準の確立と基準該当性を確認できる仕組みを構築すべきである。

さらに、タクシー代についても、現在の領収書等の書類から、手引きの要件に沿った使用か否かの観点において政務調査費充当の妥当性を判断するには限界があるので、タクシーを利用しなけりばならなかつた理由が確認できる仕組みを直ちに検討されたい。